

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
177	<p>（題名） 地震災害対策計画 第 1 章 総則 第 1 節 計画の目的・方針等 第 2 計画の性格及び基本方針 1 地域防災計画（地震災害対策計画） （1） この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「<u>災対法</u>」という。）第 42 条の規定に基づき作成されている「<u>あま市地域防災計画</u>」の「<u>地震災害対策計画編</u>」として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。 なお、風水害等災害対策計画編と内容に変更のない計画については、風水害等災害対策計画編の計画を準用することとした。 <u>この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。</u></p>	<p>（題名） <u>地震・津波</u> 災害対策計画 第 1 章 総則 第 1 節 計画の目的・方針等 第 2 計画の性格及び基本方針 1 地域防災計画（<u>地震・津波</u> 災害対策計画） （1） この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「<u>災対法</u>」という。）第 42 条の規定に基づき作成されている「<u>あま市地域防災計画</u>」の「<u>地震・津波 災害対策計画編</u>」として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。 なお、風水害等災害対策計画編と内容に変更のない計画については、風水害等災害対策計画編の計画を準用することとした。 (削除)</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>
177	<p>2 地震防災強化計画 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「<u>大震法</u>」という。）第 6 条第 1 項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下この編において「<u>強化地域</u>」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、(略)</p>	<p>2 地震防災強化計画 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「<u>大震法</u>」という。）第 6 条第 2 項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下この編において「<u>強化地域</u>」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、(略)</p>	<p>県計画との整合</p>
178	<p>3 <u>東南海・南海地震</u> 防災対策推進計画 <u>東南海・南海地震</u> に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）（以下「<u>東南海地震 等特別措置法</u>」という。）第 6 条第 1 項に基づき、<u>東南海・南海地震</u> 防災対策推進地域（以下この編において「<u>推進地域</u>」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、 ① <u>東南海・南海地震</u> に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ② <u>東南海・南海地震</u> に伴い発生する津波からの防護 及び 円滑な避難の確保に関する事項 ③ <u>東南海・南海地震</u> に係る防災訓練に関する事項 (追加)</p>	<p>3 <u>南海トラフ地震</u> 防災対策推進計画 <u>南海トラフ地震</u> に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）（以下「<u>南海トラフ地震 特別措置法</u>」という。）第 5 条第 1 項に基づき、<u>南海トラフ地震</u> 防災対策推進地域（以下この編において「<u>推進地域</u>」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、 ① <u>南海トラフ地震</u> に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ② <u>南海トラフ地震</u> に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保 及び 迅速な救助 に関する事項 ③ <u>南海トラフ地震</u> に係る防災訓練に関する事項 ④ 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関</p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
<p>178</p> <p>—</p>	<p>④ <u>東南海・南海地震</u>に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では、<u>東南海・南海地震 防災対策推進計画</u>と呼んでいるが、この計画においては、本市には津波のおそれがないため②の計画以外の計画について、第 2 章「災害予防計画」及び第 4 章「災害応急対策計画」で定めるものとする。</p> <p>なお、本市は、<u>東南海地震 等特別措置法</u>第 3 条第 1 項に基づき、推進地域として <u>平成 15 年 12 月 17 日</u>に指定された。</p> <p><b>第 4 東日本大震災を踏まえた今後の対応</b></p> <p><u>(略)</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項</u></p> <p>⑤ <u>南海トラフ地震</u>に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では、<u>南海トラフ地震 防災対策推進計画</u>と呼んでいるが、この計画においては、本市には津波のおそれがないため②の計画以外の計画について、第 2 章「災害予防計画」及び第 4 章「災害応急対策計画」で定めるものとする。</p> <p>なお、本市は、<u>南海トラフ地震 特別措置法</u>第 3 条第 1 項に基づき、推進地域として指定されている。（平成 26 年 3 月 28 日現在）</p> <p><b>第 4 東日本大震災を踏まえた今後の対応</b></p> <p>(削除)</p> <p><b>第 2 節 基本理念及び重点を置くべき事項</b></p> <p><b>第 1 防災の基本理念</b></p> <p><u>南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起きる確率は 70%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</u></p> <p><u>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。</u></p> <p><u>各防災関係機関は、「第 5 節 予想される地震災害」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。</u></p> <p><u>また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ改善を図っていくこととする。</u></p> <p><u>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・</u></p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
<p>—</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>		<p>復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。</p> <p><b>1 災害予防段階</b>  <u>災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。</u></p> <p><b>2 災害応急対策段階</b>                      (1) <u>発災直後は、早期に被害規模を把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</u>                      (2) <u>被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</u></p> <p><b>3 災害復旧・復興段階</b>  <u>発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。</u></p> <p><b>第2 重点を置くべき事項</b>  <u>防災基本計画及び「第5節 予想される地震災害」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</u></p> <p><b>1 揺れ対策の充実に関する事項</b>  <u>地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。</u>  <u>また、上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。</u></p> <p><b>2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</b></p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
179	<p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 あま市</p> <p>市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から</p>	<p>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県及び他市町村との相互支援体制を構築すること。</p> <p>また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。</p> <p>3 被災地への物資の円滑な供給に関する事項</p> <p>被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。</p> <p>4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p>5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</p> <p>被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の交付体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。</p> <p>6 事業者や住民等との連携に関する事項</p> <p>関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる本市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。</p> <p>7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項</p> <p>大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。</p> <p>第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 あま市</p> <p>市は、<u>災対法の基本理念にのっとり</u>市の地域並びに地域住民の生命、</p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成26年3月修正）	改正案	改正理由
179	<p>保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p>	<p>身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p>	
179	<p>2 県</p> <p>県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p>	<p>2 県</p> <p>県は、<u>災対法の基本理念にのっとり</u> 県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p>	<p>県計画との整合</p>
179	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、<u>災対法の基本理念にのっとり</u> 市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p>	<p>県計画との整合</p>
179	<p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p>	<p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、<u>災対法の基本理念にのっとり</u> その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p>	<p>県計画との整合</p>
179	<p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には、応急措置を実施する。</p> <p>また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p>	<p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、<u>災対法の基本理念にのっとり</u> 平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には、応急措置を実施する。</p> <p>また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p>	<p>県計画との整合</p>
181	<p><b>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>3 津島警察署</p> <p><u>(15) 社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、警備員の出動要請を行う。</u></p>	<p><b>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>3 津島警察署</p> <p>(削除)</p>	<p>県計画との整合</p>
181	<p>5 指定地方行政機関</p> <p>(1) 名古屋地方気象台</p> <p>イ 次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達する</p>	<p>5 指定地方行政機関</p> <p>(1) 名古屋地方気象台</p> <p>イ 次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達する</p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成26年3月修正）	改正案	改正理由
181	<p>とともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。</p> <p>(ア) <u>津波警報・注意報</u>、地震・津波情報</p> <p>エ <u>東南海・南海地震</u> 防災対策推進地域に係る地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。</p>	<p>とともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。</p> <p>(ア) <u>大津波・津波警報</u>、<u>津波注意報</u>、地震・津波情報</p> <p>エ <u>南海トラフ地震</u> 防災対策推進地域に係る地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。</p>	
183	<p>(3) 東海財務局</p> <p>カ <u>災害等緊急時に</u> 応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</p>	<p>(3) 東海財務局</p> <p>カ <u>災害が発生した場合、又は東海地震にかかると警戒宣言が発せられたときに</u> 応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</p>	県計画との整合
183	<p>(4) 東海農政局</p> <p>ク 被災 <u>農林漁業者</u> 等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。</p>	<p>(4) 東海農政局</p> <p>ク 被災 <u>農業者</u> 等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。</p>	県計画との整合
183	<p>(5) 中部経済産業局</p> <p>イ 電力及びガスの供給の確保に <u>必要な指導を行う。</u></p>	<p>(5) 中部経済産業局</p> <p>イ 電力及びガスの <u>安定供給の確保に 関すること。</u></p>	県計画との整合
185	<p>7 指定公共機関</p> <p>(3) 株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u></p>	<p>7 指定公共機関</p> <p>(3) 株式会社 <u>NTTドコモ</u></p>	商号の変更
187	<p>9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(9) 建築関係団体</p> <p><u>(財)愛知建築住宅センター、(社)愛知建築士会、(社)愛知県建築士事務所協会</u>等は、応急危険度判定の実施に協力する。</p>	<p>9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(9) 建築関係団体</p> <p><u>一般財団法人 愛知県建築住宅センター、公益社団法人 愛知建築士会、公益社団法人 愛知県建築士事務所協会</u>等は、応急危険度判定の実施に協力する。</p>	一般財団法人化 公益社団法人化
188	<p><b>第3 住民等の基本的責務</b></p> <p>1 住民の責務</p> <p>「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。</p> <p>また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、<u>災害時要援護者</u>を助ける、<u>避難場所</u>で自ら活動する、あるいは市、県、国、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p>	<p><b>第3 住民等の基本的責務</b></p> <p>1 住民の責務</p> <p>「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。</p> <p>また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、<u>避難行動要支援者</u>を助ける、<u>避難所</u>で自ら活動する、あるいは市、県、国、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p>	県計画との整合
—	<p>(追加)</p>	<p><u>3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</u></p> <p>(1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者</p>	県計画との整合

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
191	<p><b>第3節 あま市の特質と災害要因</b></p> <p><b>第2 愛知県における既往の地震とその被害</b></p> <p>愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。</p> <p>ちなみに、過去約 100 年間の日本における死者 1,000 人以上の大地震（津波も含む。）は 11 回であるが、そのうち 3 回が愛知県を主要な被害地域として発生している。</p> <p>過去に愛知県に大きな被害を与えた地震は、<u>海洋型大地震</u>と<u>内陸型大地震</u>（遠方大地震、直下地震）のタイプに分けることができる。</p> <p>1 <u>海洋型大地震</u>……南海トラフ沿いに発生する大地震（略）</p> <p>2 <u>内陸型大地震</u>……陸地の断層の破壊によって発生する大地震（略）</p>	<p>は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p><u>この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。</u></p> <p>(2) <u>市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</u></p> <p><b>第4節 あま市の特質と災害要因</b></p> <p><b>第2 愛知県における既往の地震とその被害</b></p> <p>愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。</p> <p>ちなみに、過去約 100 年間の日本における死者 1,000 人以上の大地震（津波も含む。）は 11 回であるが、そのうち 3 回が愛知県を主要な被害地域として発生している。</p> <p>過去に愛知県に大きな被害を与えた地震は、<u>海溝型地震</u>と<u>内陸型地震</u>（遠方大地震、直下地震）のタイプに分けることができる。</p> <p>1 <u>海溝型地震</u>……南海トラフ沿いに発生する大地震（略）</p> <p>2 <u>内陸型地震</u>……陸地の断層の破壊によって発生する大地震（略）</p>	<p>県計画との整合</p>
192	<p><b>第3 社会的条件</b></p> <p>地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。</p> <p>社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。</p> <p>第1は、高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化が進み、居住地域自体も拡大している。このため、一部では人口の密集化を招き、災害時におけ</p>	<p>地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。</p> <p>社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。</p> <p>第1は、高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化が進み、居住地域自体も拡大している。このため、一部では人口の密集化を招き、災害時におけ</p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成26年3月修正）	改正案	改正理由
	<p>る被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。</p> <p>また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、<u>災害時要援護者</u>の増大も懸念されている。</p> <p>（略）</p>	<p>る被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。</p> <p>また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、<u>要配慮者</u>の増大も懸念されている。</p> <p>（略）</p>	
193	<p><b>第4節 予想される地震災害</b></p> <p><b>第1 基本的な考え方</b></p>	<p><b>第5節 予想される地震災害</b></p> <p><b>第1 基本的な考え方</b></p>	
193	<p>愛知県に被害を及ぼすと考えられる地震は、<u>海洋型大地震</u>と<u>内陸型大地震</u>（遠方型、直下型）があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について、県が実施した被害予測調査結果等を研究し、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。</p>	<p>愛知県に被害を及ぼすと考えられる地震は、<u>海溝型地震</u>と<u>内陸型地震</u>（遠方型、直下型）があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について、県が実施した被害予測調査結果等を研究し、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。</p>	<p>県計画との整合</p>
—	<p>（追加）</p>	<p><b>第2 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測</b></p> <p>※<u>別紙</u>参照</p>	<p>県計画との整合</p>
193	<p><b>第2 東海地震・東南海地震等の被害予測結果</b></p>	<p><b>第3 東海地震・東南海地震等の被害予測結果</b></p>	
197	<p><b>第3 濃尾地震の再来に係る被害予測結果</b></p>	<p><b>第4 濃尾地震の再来に係る被害予測結果</b></p>	
198	<p><b>第4 想定被害を踏まえた本市の地震防災の取組</b></p>	<p><b>第5 想定被害を踏まえた本市の地震防災の取組</b></p>	
199	<p><b>第2章 災害予防計画</b></p>	<p><b>第2章 災害予防計画</b></p>	
	<p><b>第1節 防災協働社会の形成推進</b></p>	<p><b>第1節 防災協働社会の形成推進</b></p>	
	<p><b>第1 方針</b></p>	<p><b>第1 方針</b></p>	
199	<p>自然災害から安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。</p> <p>（追加）</p> <p>また、市、県、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めるものとする。</p>	<p>自然災害から安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。</p> <p><u>大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努めていく必要がある。</u></p> <p>また、市、県、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めるものとする。</p>	<p>県計画との整合</p>



地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
200	<p><b>第 2 節 震災に関する調査研究</b></p> <p><b>第 1 方針</b></p> <p>地震災害では、様々な災害が同時に、広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化や軟弱地盤地帯における宅地化、さらにはライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。</p> <p>こうした地震災害に対しては、次のような <u>具体的な予防対策や応急復旧対策について科学的な調査研究を逐次行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。</u></p> <p>（略）</p>	<p><b>第 2 節 震災に関する調査研究</b></p> <p><b>第 1 方針</b></p> <p>地震災害では、様々な災害が同時に、広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化や軟弱地盤地帯における宅地化、さらにはライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。</p> <p>こうした地震災害に対しては、次のような <u>新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。</u></p> <p>（略）</p>	<p>県計画との整合</p>
201	<p><b>第 3 節 都市防災化計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b></p>	<p><b>第 3 節 都市防災化計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b></p>	<p>県計画との整合</p>
201	<p>（追加）</p> <p>地震時における住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の防災対策に関する総合的な対策を推進しなければならない。</p> <p>（略）</p>	<p><u>都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。</u></p> <p><u>広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。</u></p> <p>地震時における住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の防災対策に関する総合的な対策を推進しなければならない。</p> <p>（略）</p>	<p>県計画との整合</p>
204	<p><b>第 5 節 公共施設安全確保整備計画</b></p> <p><b>第 2 道路施設</b></p>	<p><b>第 5 節 公共施設安全確保整備計画</b></p> <p><b>第 2 道路施設</b></p>	<p>県計画との整合</p>
204	<p>（略）</p> <p>（追加）</p>	<p>（略）</p> <p><u>3 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</u></p> <p><u>県及び市は、南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づけ</u></p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
204		<p><u>る道路として指定する。</u></p>	
205	<p>3 応急復旧作業のための事前措置 (略)</p>	<p>4 応急復旧作業のための事前措置 (略)</p>	
205	<p><b>第 7 ガス施設</b> 都市ガスは、都市生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する施設に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるので、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には、二次災害を防止し、早期復旧を図るため、東邦瓦斯株式会社は、<u>次の対策を講じる。</u></p>	<p><b>第 7 ガス施設</b> 都市ガスは、都市生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する施設に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるので、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には、二次災害を防止し、早期復旧を図るため、東邦瓦斯株式会社は、<u>平素からその対策を確立していく。</u></p>	<p>誤訂正</p>
205	<p><b>第 9 通信施設</b></p>	<p><b>第 9 通信施設</b></p>	
206	<p>1 電気通信 (略) (2) <u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> <u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> は、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</p>	<p>1 電気通信 (略) (2) <u>株式会社NTTドコモ</u> <u>株式会社NTTドコモ</u> は、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</p>	<p>商号の変更</p>
208	<p><b>第 6 節 建築物耐震推進計画</b> <b>第 1 方針</b></p>	<p><b>第 6 節 建築物耐震推進計画</b> <b>第 1 方針</b></p>	
208	<p>現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されている。しかし、耐震性は多様な要素が複雑に係り合って定まるものであり、これを十分確保したはずの建築物が巨大地震により被害を受けた例も記憶に新しい。 これらの教訓からより強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は、一層耐震性を強化して崩壊防止に努める必要がある。 そのために、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保に努めるものとする。 (追加)</p>	<p>現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されている。しかし、耐震性は多様な要素が複雑に係り合って定まるものであり、これを十分確保したはずの建築物が巨大地震により被害を受けた例も記憶に新しい。 これらの教訓からより強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は、一層耐震性を強化して崩壊防止に努める必要がある。 そのために、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保に努めるものとする。 <u>また、大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震</u></p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
—  —	(追加) (追加)	<p>化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。</p> <p><b>第2 市における措置</b></p> <p>1 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p>	県計画との整合
—	(追加)	<p>2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行</p> <p>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</p> <p>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その沿道に所在する、道路を閉塞する可能性のある既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告を義務づけることとする。</p>	
—	(追加) (追加)	<p><b>第3 耐震改修促進計画</b></p> <p>1 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。</p>	
—	(追加)	<p>2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p>また、同法に基づき指定した、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために優先的に耐震化に取り組むべき避難路の沿道建築物の耐震性向上について、特に推進するために、その対象路線を指定し、耐震診断の結果報告の期限を定めることとする。</p>	

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
208	第 2 公共建築物の耐震性の確保・向上	第 4 公共建築物の耐震性の確保・向上	
208	第 3 一般建築物の耐震性の向上促進	第 5 一般建築物の耐震性の向上促進	
209	第 4 被災建築物の応急危険度判定の体制整備	第 6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備	
211	第 10 節 火災予防対策計画	第 10 節 火災予防対策計画	
	第 2 火災予防対策に関する指導	第 2 火災予防対策に関する指導	
	1 火災予防の徹底	1 火災予防の徹底	県計画との整合
	(略)	(略)	
210	(3) 立入検査 強化の指導	(3) 立入検査 <u>の強化</u>	
	(追加)	<b>第 11 節 津波予防対策</b>	県計画との整合
		<b>第 1 方針</b>	
		○ <u>地盤沈下や老朽化した施設の嵩上げ、補強、補修などハード面での対策だけでなく、地震の外力や地盤の液状化により、水門、水路等の決壊などによる不測の事態に対する予防対策を講ずる。</u>	
		○ <u>津波災害対策については、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本として検討を進めていくものとする。</u>	
		・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波	
		・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波	
		○ <u>最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。</u>	
		<b>第 2 津波防災体制の充実</b>	
		1 市における措置	
		(1) 市は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画等を策定する。	
		(2) 津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。	
		(3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難指示等の発令・伝達体制	

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
		<p><u>を整えるものとする。</u></p> <p>(4) <u>地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</u></p> <p>(5) <u>避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を市地域防災計画に明示し、また、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。また、避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置したり、電柱等に標高を表示して、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物などいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。</u></p> <p>(6) <u>高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図るものとする。</u></p> <p>2 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置  <u>興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</u></p> <p><b>第3 津波防災知識の普及</b></p> <p>1 避難行動に関する知識</p> <p>(1) <u>我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。</u></p> <p>(2) <u>地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きした</u></p>	

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
		<p><u>ら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。</u></p> <p>(3) <u>地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。</u></p> <p>(4) <u>自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。</u></p> <p>(5) <u>正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。</u></p> <p>2 津波の特性に関する情報</p> <p>(1) <u>津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。</u></p> <p>(2) <u>第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。</u></p> <p>(3) <u>強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生可能性があること。</u></p> <p>3 津波に関する想定・予測の不確実性</p> <p>(1) <u>地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。</u></p> <p>(2) <u>特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。</u></p> <p>(3) <u>避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。</u></p> <p><b>第4 津波防災事業の推進</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。</u></p> <p>(2) <u>浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強</u></p>	

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
<p>213</p> <p>213</p>	<p><b>第 11 節 災害時要援護者の安全対策計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b></p> <p>災害発生時には、<u>災害時要援護者</u> への特別な配慮、支援が重要であり、市及び <u>災害時要援護者を入所させる</u> 社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、地震等から <u>災害時要援護者</u> を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</p> <p>市は、<u>災害時要援護者</u> を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、<u>災害時要援護者</u> に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、<u>災害時要援護者</u> への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、あま市 <u>災害時要援護者避難支援計画</u> を活用するものとする。</p> <p>市は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p> <p>また、市及び施設管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成 6 年愛知県条例第 33 号）の目的に従い、真に人にやさしい施</p>	<p><u>いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。</u></p> <p>(3) <u>行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。</u></p> <p><b>2 内水排除施設等の管理者における措置</b></p> <p><u>内水排除施設等の管理者は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。</u></p> <p><b>第 12 節 要配慮者の安全対策計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b></p> <p>災害発生時には、<u>要配慮者</u> への特別な配慮、支援が重要であり、市及び <u>要配慮者が利用する</u> 社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、地震等から <u>要配慮者</u> を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</p> <p>市は、<u>避難行動要支援者</u> を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、<u>避難行動要支援者</u> に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、<u>避難行動要支援者</u> への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、あま市 <u>避難行動要支援者名簿</u> などを活用するものとする。</p> <p>市は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p> <p>また、市及び施設管理者等は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成 6 年愛知県条例第 33 号）の目的に従い、真に人にやさしい</p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
213	<p>設整備に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。</p> <p><b>第 2 社会福祉施設等における対策</b> (略)</p> <p>3 防災教育・防災訓練の実施 市及び施設等管理者は、<u>災害時要援護者</u>が自らの対応能力を高めるため、個々の<u>災害時要援護者</u>の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p>	<p>施設整備に努めるとともに、<u>要配慮者</u>に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。</p> <p><b>第 2 社会福祉施設等における対策</b> (略)</p> <p>3 防災教育・防災訓練の実施 市及び施設等管理者は、<u>要配慮者</u>が自らの対応能力を高めるため、個々の<u>要配慮者</u>の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p>	<p>県計画との整合</p>
213	<p><b>第 3 在宅者対策</b></p>	<p><b>第 3 在宅の要配慮者対策</b></p>	<p>県計画との整合</p>
213	<p>1 災害時要援護者等の状況把握 市は、<u>災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</u> <u>また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</u></p> <p>2 緊急通報システム等の整備 市は、「あま市緊急連絡通報システム設置事業実施要綱」（平成 22 年告示第 63 号）に基づき、在宅のひとり暮らし老人及び身体障がい者等を対象に緊急通報用機器等を貸与している。今後とも<u>災害時要援護者</u>の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</p> <p>3 応援協力体制の整備 市は、被災時の<u>災害時要援護者</u>の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、県及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>4 防災教育・防災訓練の実施 市は、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、個々の<u>災害時要援護者</u>の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>1 緊急通報システム等の整備 市は、「あま市緊急連絡通報システム設置事業実施要綱」（平成 22 年告示第 63 号）に基づき、在宅のひとり暮らし老人及び身体障がい者等を対象に緊急通報用機器等を貸与している。今後とも<u>要配慮者</u>の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</p> <p>2 応援協力体制の整備 市は、被災時の<u>要配慮者</u>の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、県及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>3 防災教育・防災訓練の実施 市は、<u>要配慮者</u>が自らの対応能力を高めるため、個々の<u>要配慮者</u>の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p>	<p>県計画との整合</p>
—	<p>(追加) (追加)</p>	<p><b>第 4 避難行動要支援者対策</b> 1 市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ</p>	<p>県計画との整合</p>



頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
		<p><u>迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</u></p> <p>2 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(1) 要配慮者の把握</p> <p>市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するものとする。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成するものとする。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</p> <p>名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有するものとする。</p> <p>(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておくものとする。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求め</p>	

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
214	<p><b>第 4 外国人等に対する防災対策</b></p> <p>市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>1 避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>2 地域全体で <u>外国人への支援システムや救助体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>3 多言語による防災知識の普及活動を推進する。</p> <p>4 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。</p>	<p><u>る等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めるものとする。</u></p> <p><u>また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行うものとする。</u></p>	
214	<p>市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>1 避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>2 地域全体で <u>外国人への支援システムや救助体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>3 多言語による防災知識の普及活動を推進する。</p> <p>4 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。</p>	<p><b>第 5 外国人等に対する防災対策</b></p> <p>市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>1 避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>2 <u>外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>3 多言語 <u>ややさしい日本語</u> による防災知識の普及活動を推進する。</p> <p>4 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。</p>	<p>県計画との整合</p>
215	<p><b>第 12 節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</b></p> <p><b>第 3 防災ボランティア活動の支援</b></p>	<p><b>第 13 節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</b></p> <p><b>第 3 防災ボランティア活動の支援</b></p>	
216	<p>1 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p><u>ア 県内外からのボランティアを受け入れるほどの災害が発生した場合には、県は広域ボランティア支援本部を、各市町村は災害ボランティアセンターを設置することとなっている。</u></p> <p><u>市は、あらかじめ定められた場所にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、市の災害ボランティアセンターの設置整備を推進する。</u></p> <p><u>イ 市は、災害時にコーディネーターの派遣要請に協力できるボランティア関係団体（協力団体）の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 災害時に県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行うものとする。</u></p> <p><u>エ 市は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡</u></p>	<p>1 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p><u>ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の（ア）から（ウ）等</u></p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
	<p>体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</p>	<p><u>の</u> 災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。  <u>(ア)</u> 災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。  <u>(イ)</u> 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。  <u>(ウ)</u> 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。</p>	
217	<p>オ 市は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立上げ訓練を行う。</p>	<p>イ 市は、防災訓練等において、ボランティア関係団体の協力を得て災害ボランティアセンターの立上げ訓練を行う。</p>	
218	<p>第 13 節 応援体制の整備計画</p>	<p>第 14 節 応援体制の整備計画</p>	
220	<p>第 14 節 企業防災の促進計画</p>	<p>第 15 節 企業防災の促進計画</p>	
220	<p>第 15 節 避難対策計画</p>	<p>第 16 節 避難対策計画</p>	
220	<p>第 1 方針 (追加)</p>	<p>第 1 方針 災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災対法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p>	<p>県計画との整合</p>
220	<p>大地震の発生時には、火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域内の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切である。市長は、このような場合に備えて、あらかじめ避難場所や避難所の選定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努めるものとする。</p>	<p>大地震の発生時には、火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域内の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切である。市長は、このような場合に備えて、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努めるものとする。</p>	
220	<p>第 3 避難所の整備</p>	<p>第 3 避難所の整備</p>	
221	<p>1 避難所の選定 市は、<u>あらかじめ避難所を指定しているが、施設の老朽化、また人口動態の変化等を勘案し、また地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等収容施設</u>の整備を図る。</p>	<p>1 指定避難所の指定 市は、<u>避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることを鑑み、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を維持する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災対法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</u> また、<u>施設の老朽化、また人口動態の変化等を勘案し、また地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバック</u></p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
221	<p>2 避難所における必要面積の確保</p> <p>市は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、<u>災害時要援護者</u>等に対応できるスペースの確保も不可欠である。</p> <p>（略）</p> <p>※介護が必要な <u>災害時要援護者</u> のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</p> <p>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p>	<p>クアアップのもとに避難所等の整備を図る。</p> <p>2 避難所における必要面積の確保</p> <p>市は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、<u>要配慮者</u>等に対応できるスペースの確保も不可欠である。</p> <p>（略）</p> <p>※介護が必要な <u>要配慮者</u> のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</p> <p>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p>	<p>県計画との整合</p>
221	<p>3 避難所に備えるべき設備</p> <p>避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど <u>災害時要援護者</u> にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	<p>3 避難所に備えるべき設備</p> <p>避難所に <u>は、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ</u>、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど <u>要配慮者</u> にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	<p>県計画との整合</p>
221	<p>4 避難所の運営体制の整備</p> <p>避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、各地域ごとの実情を踏まえた避難所の運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>（追加）</p>	<p>4 避難所の運営体制の整備</p> <p>避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、各地域ごとの実情を踏まえた避難所の運営体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
221 222	<p>第 4 避難道路の確保と交通規制計画</p> <p>避難道路の選定基準</p> <p>（略）</p> <p>② 地盤が <u>耐震的</u> で、地下に危険な埋設物がないこと。</p>	<p>第 4 避難道路の確保と交通規制計画</p> <p>避難道路の選定基準</p> <p>（略）</p> <p>② 地盤が <u>堅固</u> で、地下に危険な埋設物がないこと。</p>	<p>県計画との整合</p>
224	<p>第 16 節 帰宅困難者支援体制の整備</p>	<p>第 17 節 帰宅困難者支援体制の整備</p>	
225	<p>第 17 節 防災業務施設・設備等の整備計画</p> <p>（略）</p> <p>なお、<u>東南海・南海地震</u> 防災対策推進地域については、「地震防災緊急事業 5 箇年計画」により整備する。</p>	<p>第 18 節 防災業務施設・設備等の整備計画</p> <p>（略）</p> <p>なお、<u>南海トラフ地震</u> 防災対策推進地域については、「地震防災緊急事業 5 箇年計画」により整備する。</p>	<p>県計画との整合</p>
225	<p>第 18 節 文化財保護計画</p>	<p>第 19 節 文化財保護計画</p>	
226	<p>第 19 節 防災訓練及び防災意識の向上計画</p>	<p>第 20 節 防災訓練及び防災意識の向上計画</p>	

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
226	<p><b>第 1 方針</b></p> <p>地震災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民の一人ひとりが日頃から地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は、防災訓練、教育、広報、住民相談等を通じて防災意識の向上を図る。</p> <p>（追加）</p> <p>なお、その際には高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等 <u>災害時要援護者</u> に十分配慮し、地域において <u>災害時要援護者</u> を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>（追加）</p> <p>（略）</p>	<p><b>第 1 方針</b></p> <p>地震災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民の一人ひとりが日頃から地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は、防災訓練、教育、広報、住民相談等を通じて防災意識の向上を図る。</p> <p><u>特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。</u></p> <p><u>防災訓練、教育等の実施の際には</u>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等 <u>要配慮者</u> に十分配慮し、地域において <u>要配慮者</u> を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p><u>様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。</u></p> <p>（略）</p>	<p>県計画との整合</p>
226 226	<p><b>第 2 防災訓練の実施</b></p> <p>1 総合防災訓練</p> <p>地震を想定した防災訓練は、市及び防災関係機関のほか、ボランティア団体及び <u>災害時要援護者</u> を含めた地域住民の参加を得て、警戒宣言発令等に伴う緊急応急対策及び地震発生後の災害応急対策の実施等の内容により、毎年総合防災訓練として実施する。</p>	<p><b>第 2 防災訓練の実施</b></p> <p>1 総合防災訓練</p> <p>地震を想定した防災訓練は、市及び防災関係機関のほか、ボランティア団体及び <u>要配慮者</u> を含めた地域住民の参加を得て、警戒宣言発令等に伴う緊急応急対策及び地震発生後の災害応急対策の実施等の内容により、毎年総合防災訓練として実施する。</p>	<p>県計画との整合</p>
228 228	<p><b>第 4 防災のための教育</b></p> <p>2 市職員に対する地震防災教育</p> <p>（略）</p> <p>（4） <u>東南海・南海地震</u> に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p>	<p><b>第 4 防災のための教育</b></p> <p>2 市職員に対する地震防災教育</p> <p>（略）</p> <p>（4） <u>南海トラフ地震</u> に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p>	<p>県計画との整合</p>
230	<p><b>第 3 章 東海地震に関する事前対策計画</b></p> <p><b>第 1 節 総 則</b></p> <p><b>第 1 東海地震に関する事前対策の意義</b></p>	<p><b>第 3 章 東海地震に関する事前対策計画</b></p> <p><b>第 1 節 総 則</b></p> <p><b>第 1 東海地震に関する事前対策の意義</b></p>	<p>県計画との整合</p>
230	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
231	<p>なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）第 6 条第 1 項に基づく地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に関する地震防災強化計画の中核を成すものである。</p> <p><b>第 2 節 地震災害警戒本部の設置及び要員の参集</b></p> <p><b>第 2 市地震災害警戒本部</b></p> <p>3 市の地震防災応急対策要員の参集 （表中）</p> <p>東海地震注意情報が発表されたとき、又は <u>警戒宣言</u> が発せられたとき</p>	<p>なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）第 6 条第 2 項に基づく地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に関する地震防災強化計画の中核を成すものである。</p> <p><b>第 2 節 地震災害警戒本部の設置及び要員の参集</b></p> <p><b>第 2 市地震災害警戒本部</b></p> <p>3 市の地震防災応急対策要員の参集 （表中）</p> <p>東海地震注意情報が発表されたとき、又は <u>東海地震予知情報</u> が発せられたとき</p>	<p>県計画との整合</p>
237	<p><b>第 4 節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b></p> <p><b>第 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</b></p>	<p><b>第 4 節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b></p> <p><b>第 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</b></p>	
238	<p>5 通信確保用の資機材・人員の配備 （略）</p> <p>(2) 西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び KDD I 株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。</p>	<p>5 通信確保用の資機材・人員の配備 （略）</p> <p>(2) 西日本電信電話株式会社、株式会社 N T T ドコモ 及び K D D I 株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。</p>	<p>商号の変更</p>
238	<p>9 医療救護用の資機材・人員の配備</p> <p>(4) 海部医師会・海部歯科医師会は、地震発生後の緊急事態発生に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、医療救護班等の準備体制をとる。</p>	<p>9 医療救護用の資機材・人員の配備</p> <p>(4) <u>一般社団法人</u>海部医師会 <u>及び</u>海部歯科医師会は、地震発生後の緊急事態発生に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、医療救護班等の準備体制をとる。</p>	<p>一般社団法人化</p>
240	<p><b>第 5 節 発災に備えた直前対策</b></p> <p><b>第 2 避難等対策</b></p>	<p><b>第 5 節 発災に備えた直前対策</b></p> <p><b>第 2 避難等対策</b></p>	
240	<p>1 市が行う避難対策 （略）</p> <p>(4) 避難地で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、<u>高齢者、障がい者、疾病者、乳幼児等災害時要援護者</u>の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できる。</p> <p>(5) 市は、<u>あらかじめ自主防災会単位に</u>、在宅の高齢者、乳幼児、</p>	<p>1 市が行う避難対策 （略）</p> <p>(4) 避難地で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、<u>要配慮者</u>の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できる。</p> <p>(5) 市は、<u>避難行動要支援者</u>の人数及び介護者の有無等の把握に努</p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
	<p><u>障がい者、病人、妊産婦等、避難にあたり他人の介護を要する者</u>の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。</p>	<p>めるとともに、必要な支援を行う。</p>	
242	<p>第 5 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p>	<p>第 5 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p>	
243	<p>3 ガス</p>	<p>3 ガス</p>	<p>一般社団法人化</p>
	<p>(2) LPガス（プロパンガス） 警戒宣言が発せられた場合、社団法人愛知県 <u>エルピーガス</u> 協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。</p>	<p>(2) LPガス（プロパンガス） 警戒宣言が発せられた場合、<u>一般</u>社団法人愛知県 <u>LPガス</u> 協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。</p>	
245	<p>第 8 郵便事業対策</p>	<p>第 8 郵便事業対策</p>	
	<p>1 日本郵便株式会社における措置 (1) 強化地域内の郵便局の措置 (略)</p>	<p>1 日本郵便株式会社における措置 (1) 強化地域内の郵便局の措置 (略)</p>	<p>県計画との整合</p>
246	<p>エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の <u>災害時要援護者</u> に十分配慮する。</p>	<p>エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の <u>要配慮者</u> に十分配慮する。</p>	
258	<p>第 4 章 災害応急対策計画</p>	<p>第 4 章 災害応急対策計画</p>	
	<p>第 1 節 活動体制計画（組織の動員配備計画）</p>	<p>第 1 節 活動体制計画（組織の動員配備計画）</p>	
	<p>第 1 方針</p>	<p>第 1 方針</p>	
258	<p>市長は、災対法第 23 条の 2 の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動体制を確立する。 また、各防災関係機関は地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。 (追加)</p>	<p>市長は、災対法第 23 条の 2 の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動体制を確立する。 また、各防災関係機関は地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。 <u>各防災関係機関は、複合災害（（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。</u> <u>要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
259	<p>第 3 非常配備</p>	<p>第 3 非常配備</p>	
	<p>1 非常配備の区分</p>	<p>1 非常配備の区分</p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改 正 案	改正理由
	<p>(表中)</p> <p>第 1 非常配備 準備配備 2 東海地震に関する調査情報（臨時）が <u>発せられた</u>とき。</p> <p>第 1 非常配備 初動体制 2 東海地震の<u>注意情報</u>が <u>発せられた</u>とき。</p> <p>第 2 非常配備 警戒体制 市内において震度 5 弱 <u>以上</u> の地震が発生したとき。</p>	<p>(表中)</p> <p>第 1 非常配備 準備配備 2 東海地震に<u>関連</u>する調査情報（臨時）が <u>発表された</u>とき。</p> <p>第 1 非常配備 初動体制 2 東海地震<u>注意情報</u>が <u>発表された</u>とき。</p> <p>第 2 非常配備 警戒体制 市内において震度 5 弱の地震が発生したとき。</p>	
262	第 3 節 情報の収集・伝達計画	第 3 節 情報の収集・伝達計画	
262	第 2 地震に関する情報及び伝達	第 2 地震に関する情報及び伝達	
263	<p>2 地震情報の伝達</p> <p>(図中)</p> <p>(追加)</p>	<p>2 地震情報の伝達</p> <p>(1) 気象庁、名古屋地方気象台の措置</p> <p>(略)</p>	県計画との整合
263	(図中)	(図中)	
263	第 3 被害状況等の収集・伝達	<p><u>気象庁本庁</u> → <u>消防庁</u> → <u>あま市</u> → <u>住民等</u></p> <p>第 3 被害状況等の収集・伝達</p>	
264	4 重要な災害情報の <u>報告</u>	4 重要な災害情報の <u>収集・伝達</u>	県計画との整合
—	<p>(追加)</p>	<p>市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、<u>その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。</u></p> <p><u>ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</u></p>	
—	(追加)	5 被災者台帳の作成	県計画との整合
264	5 連絡先及び様式	被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。	
265	第 4 節 災害広報計画	6 連絡先及び様式	
	第 2 広報活動	第 4 節 災害広報計画	
		第 2 広報活動	



地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成26年3月修正）	改正案	改正理由
267	3 広報内容 広報すべき内容は、概ね次のとおりである。 なお、広報を実施するに際しては、高齢者、視聴覚障がい者、外国人など災害時要援護者に配慮するものとする。	3 広報内容 広報すべき内容は、概ね次のとおりである。 なお、広報を実施するに際しては、高齢者、視聴覚障がい者、外国人など要配慮者に配慮するものとする。	県計画との整合
266	第6節 消防活動計画	第6節 消防活動計画	
	第2 対策	第2 対策	
267	1 大震火災防御計画の推進 (5) 消防活動計画図の作成 <u>防御計画図</u> は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、海部東部消防組合消防本部、市とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。	1 大震火災防御計画の推進 (5) 消防活動計画図の作成 <u>消防活動計画図</u> は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、海部東部消防組合消防本部、市とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。	県計画との整合
269	第7節 避難計画	第7節 避難計画	
269	第2 避難方法等	第2 避難方法等	
269	2 市の役割 平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、地震発生時にあつては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。 (追加)	2 市の役割 平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、地震発生時にあつては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。 <u>なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u> <u>誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</u>	県計画との整合
—	(追加)	3 知事等への助言の要求 <u>市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。</u>	県計画との整合
269	3 避難方法	4 避難方法	

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
272	<p>第 9 節 浸水対策計画 (追加)</p>	<p>第 9 節 浸水・津波対策計画 第 5 津波対策 1 情報の伝達等 地震発生後の地震・津波情報等は、直ちに住民等へ伝達・広報を行う。 2 避難勧告の指示 (1) 市は、災害対策本部を設置する。 (2) 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく 覚知したときは、広報車等により避難勧告・指示をするとともに、 避難所の開設を行う。 3 津波の自衛措置 津波は、場合によっては注意報・警報が伝達されるよりも早く到着する 場合もあるため、情報伝達等がなくても強い地震（震度 4 程度以上） に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、 次の措置をとる。 (1) 市長は自らの判断で、直ちに避難すべき地域から退避し、急いで 安全な場所に避難するよう指示を行う。 (2) 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報 にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報 の迅速かつ的確な伝達を行う。</p>	<p>県計画との整合 県計画との整合</p>
274	<p>第 16 節 廃棄物処理計画</p>	<p>第 16 節 廃棄物処理計画</p>	
274	<p>第 2 震災廃棄物処理計画の策定</p>	<p>第 2 災害廃棄物処理実行計画の策定</p>	
274	<p>災対策に基づく「環境省防災業務計画」により、市は災害廃棄物等の 広域的な処理計画を作成するなど、廃棄物処理に係る災害時における応 急体制を確保する必要があるため、震災廃棄物対策指針（平成 10 年 10 月：旧厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課）を参考に、被災状況を 調査し震災廃棄物の発生量を推定するとともに、震災廃棄物処理計画 を策定して、迅速に処理を進める。</p>	<p>災対策に基づく「環境省防災業務計画」により、市は災害廃棄物等の 広域的な処理計画を作成するなど、廃棄物処理に係る災害時における応 急体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、被災状況を 調査し災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行 計画を策定して、迅速に処理を進める。</p>	<p>県計画との整合</p>
274	<p>第 4 激甚な大規模災害が発生した場合の対策</p>	<p>第 4 激甚な大規模災害が発生した場合の対策</p>	
274	<p>廃棄物の広域的な処理体制を図るため、県が国、他県、他市町村、廃 棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支 援・協力をを行うので、市は県と連携協力して、廃棄物の円滑な処理を推 進する。</p>	<p>廃棄物の広域的な処理体制を図るため、県が国、他県、他市町村、廃 棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支 援・協力をを行うので、市は県と連携協力して、廃棄物の円滑な処理を推 進する。</p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
275	<p>市は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成 8 年 3 月 12 日付けで「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」を締結している。</p>	<p>市は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。</p>	
280	<p><b>災害時の支援体制</b> (図中)</p>	<p><b>災害時の支援体制</b> (図中)</p>	一般社団法人化
	<p>(社)愛知県産業廃棄物協会</p>	<p><u>一般社団法人</u>愛知県産業廃棄物協会</p>	
280	<p><b>第 21 節 帰宅困難者対策計画</b></p>	<p><b>第 21 節 帰宅困難者対策計画</b></p>	
280	<p><b>第 1 予想される被害状況</b></p>	<p><b>第 1 予想される被害状況</b></p>	
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	県計画との整合
280	<p>県が実施した「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」では、「想定東海地震」「想定東南海地震」「想定東海・東南海地震連動」「養老一桑名一四日市断層帯」の想定地震が発生したとすると、各想定地震とも本市には約 3,700 人の帰宅困難者が発生すると想定されている。</p>	<p>県が実施した直近の調査によると本市には約 3,700 人の帰宅困難者が発生すると想定されている。</p>	
280	<p><b>第 2 方針</b></p>	<p><b>第 2 方針</b></p>	
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	県計画との整合
291	<p>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを<u>超え</u>かつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食糧の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p>	<p>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを<u>越え</u>かつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食糧の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p>	
291	<p><b>第 30 節 下水道施設対策計画</b></p>	<p><b>第 30 節 下水道施設対策計画</b></p>	
291	<p><b>第 3 応急復旧活動の実施</b></p>	<p><b>第 3 応急復旧活動の実施</b></p>	
	<p>2 ポンプ場、終末処理場</p>	<p>2 ポンプ場、終末処理場</p>	対策の整理
	<p>各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。</p> <p>なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。</p> <p>次に、周辺の水環境への汚濁負担を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈澱地や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。</p>	<p>各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。</p> <p>なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。</p> <p>(削除)</p>	

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
292	<p><b>第 33 節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定計画</b>  <b>第 3 応急危険度判定実施本部の設置等</b></p>	<p><b>第 33 節 被災建築物 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定計画</b>  <b>第 3 被災建築物 応急危険度判定実施本部の設置等</b></p>	<p>対策の整理</p>
292	<p>1 市は、市の区域で <u>応急危険度判定</u> を実施するに当たり、<u>市災害対策本部</u>の中に <u>市応急危険度判定実施本部</u>（以下「実施本部」という。）を設置する。</p> <p>3 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定実施計画に基づき <u>応急危険度判定活動</u> を実施する。</p>	<p>1 市は、市の区域で判定を実施するに当たり、災害対策本部の中に <u>被災建築物 応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部</u>（以下「実施本部」という。）を設置する。</p> <p>3 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定実施計画に基づき判定活動を実施する。</p>	
292	<p><b>第 4 応急危険度判定支援本部への支援要請</b>  1 県が応援判定士の派遣等の後方支援を行う <u>応急危険度判定支援本部</u>（以下「県支援本部」という。）を設置するので、市は、必要に応じて県支援本部に判定士の派遣、危険度判定に必要な資機材の調達等の支援を要請する。</p>	<p><b>第 4 被災建築物 応急危険度判定支援本部等への支援要請</b>  1 県が応援判定士の派遣等の後方支援を行う <u>被災建築物 応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部</u>（以下「県支援本部」という。）を設置するので、市は、必要に応じて県支援本部に判定士の派遣、危険度判定に必要な資機材の調達等の支援を要請する。</p>	<p>県計画との整合</p>
292	<p><b>第 5 被災住宅等の調査</b>  市は地震災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設 <u>及び住宅の応急修理に必要な次の調査</u> を実施する。</p>	<p><b>第 5 被災住宅等の調査</b>  市は地震災害のため住家に被害が生じた場合、<u>罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建交付金の給付等</u> に必要な次の調査を実施する。</p>	<p>県計画との整合</p>
294	<p><b>第 5 章 災害復旧計画</b>  <b>第 4 節 震災復興都市計画の決定手続き</b>  <b>第 2 第一次建築制限</b>  2 指定基準</p>	<p><b>第 5 章 災害復旧計画</b>  <b>第 4 節 震災復興都市計画の決定手続き</b>  <b>第 2 第一次建築制限</b>  2 指定基準</p>	<p>県計画との整合</p>
294	<p><u>市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、愛知県知事は、建築基準法第 84 条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。</u></p>	<p><u>次の各号に該当する市街地について 必要と認めるときは、愛知県知事は、建築基準法第 84 条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。</u></p>	
295	<p><b>第 3 第二次建築制限</b>  2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定  <u>建築基準法第 8 4 条の区域指定の後、市が都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 1 4 号）第 5 条第 1 項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。</u></p>	<p><b>第 3 第二次建築制限</b>  2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定  <u>建築基準法第 8 4 条の区域指定の後、市は、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 1 4 号）第 5 条第 1 項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

